

災害時の対応について

三田市立三田保育所

災害・地震等の緊急事案発生時は、下記のとおり対応しますので、ご理解ご協力をお願いいたします。また、内容を確認のうえ、保存いただきますようお願いいたします。

①・三田市が天神地区を含む地域又は土砂災害警戒区域に「高齢者等避難情報」以上を発令した場合

発令の時間帯	保育所	保護者の方への依頼事項
午前7時において天神地区または土砂災害警戒区域に避難情報が発令される	臨時休所とします。 通信アプリ「コドモン」や電話等による休所の連絡をします。	避難情報が発令されたことを知った時点で、児童とともに安全を確保したうえで、帰宅または安全と思われる場所に避難してください。
登所後(保育時間中)天神地区または土砂災害警戒区域に避難情報が発令される	通信アプリ「コドモン」、電話等による迎えの要請をします。 その後、児童の安全を確保し、所内で待機しながら(当日状況による)引渡し等準備を行います。迎えが難しい等の場合は、引き続き保育所で児童の安全を確保します。保育所に留まることが危険な場合は、迎えがまだの児童を連れて※避難所等に避難します。	安全確保に万全を期して出来るだけ早く迎えをお願いいたします。ただし、保護者の方の安全が確保できない等、迎えが難しい場合は保育所へ連絡してください。

* 防災気象情報を参考にしつつ避難情報の発令を基本に判断します

避難情報 (三田市発令)	防災気象情報 (気象庁発表)	対応
	・ 注意報 ・ 警報 (警戒レベル3相当)	・ 危険警報(警戒レベル4相当) ・ 特別警報(警戒レベル5相当)
発令無し		開所、保育を継続しつつ、状況に応じて休所、お迎え要請を検討し判断する
	警戒レベル3 (高齢者等避難情報) 警戒レベル4 (避難指示) 警戒レベル5 (緊急安全確保)	休所、お迎え要請

※ 「警戒レベル」と「警戒レベル相当」は異なります。「警戒レベル」は自治体が発令する避難情報のこと、「警戒レベル相当」は気象庁が発表する防災気象情報のことで避難判断の参考となります。警報は「警戒レベル3相当」にあたります。例えば、気象庁が三田市に「大雨警報(警戒レベル3相当)」を発表すると、三田市が地域的、局地的に判断して、必要な地域・区域に対して「警戒レベル3 高齢者等避難情報」等の避難情報を発令します。

②三田市に震度 5 弱以上の地震が発生した場合

発生時の時間帯	保育所	保護者の方への依頼事項
登所前、登所中に発生	臨時休所 【保育所から登所可の連絡があるまで】	保護者、児童ともに安全を確保したうえで、帰宅または安全と思われる場所に避難してください。
登所後に発生 (保育時間中)	すべての保育活動を中止し、児童の安全を確保します。通信アプリ「コドモン、電話等により迎えを要請します。その後、保育所内で待機しながら（当日状況による）、引渡し等準備を行います。 迎えが難しい等の場合は、引き続き、保育所で児童の安全を確保します。	安全確保に万全を期して出来るだけ早く迎えをお願いします。ただし、保護者の方の安全が確保できない等、迎えが難しい場合は保育所へ連絡してください。

③ その他

※三田市立三田保育所の避難所は三田市立三田小学校です。しかし、緊急時の一時的な避難の場合は近隣の施設に避難することもあります。

- ・「警報（警戒レベル3相当）」発表段階で、施設周辺の状況または公共交通機関、道路状況等により職員が参集できない等で、自宅保育の協力を得たうえでも安全な保育ができないと施設長が判断した場合には、保育を中止する場合があります。
- ・但し、通信アプリ「コドモン」や電話等の通信手段が使えない場合もありますので、三田市のホームページ等で災害情報の収集に努めていただき、上記のとおり適切に行動いただきますようお願いいたします。
- ・災害情報の収集について以下の方法があります。
 - ① 「三田市ホームページ」にて随時確認する。
 - ② 「ひょうご防災ネット」の情報メールを受信する。登録についてはスマホ等で「ひょうご防災ネット」で検索後⇒○阪神北地域⇒3.三田市を選択していくと案内画面に変わります。
 - ③ 「ひょうご防災ネット」のスマートフォンアプリを利用する。（②と同じ案内画面を参照。）
- ・発表された警報が、その後に解除された場合も上記の対応の通りです。